

令和8年1月13日から

電子申請がはじまります！

令和8年1月13日からオンラインで各種給付金の申請ができる電子申請がスタートします。

電子申請は郵送に係る手間が必要ないことや、申請後の処理状況がオンラインで確認できること等、メリットがたくさん！ぜひご利用ください。

詳しくはこちらのホームページをご覧ください。

電子申請について
詳しくはこちら

令和8年1月 「医療費のお知らせ」をお送りします

協会けんぽでは、健康保険を使用して診療を受けられた加入者の皆様に、医療費を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年に一度「医療費のお知らせ」を送付しています。



発送時期

**令和8年1月
中旬～下旬**

対象期間

**令和6年9月～
令和7年8月診療分**

事業主様へ

「医療費のお知らせ」は、**開封せずに**従業員の皆様へお渡しください。

※対象期間に医療機関を受診していない方などは作成しておりません。
※退職などによりお渡しいただけない場合は、同封されている返信用封筒にて協会けんぽまでご返送をお願いします。



・重要なお知らせ

「医療費のお知らせ」の送付につきましては、マイナポータルなどのデジタル化の推進に伴い、今回(令和8年1月)をもって終了させていただきます。医療費情報の確認は、マイナポータルを是非ご利用ください。また、引き続き「医療費のお知らせ」の送付を希望する加入者様については、「医療費のお知らせ依頼書」を加入支部へご郵送いただき、協会けんぽから直接加入者様へ送付する予定としています。(事業所単位の送付はお受けできませんので、ご了承ください。)



お問合せ先

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽTEL 082-568-1011 (代表)
受付時間 平日8:30～17:15

健康保険委員だより

広島支部の医療費適正化への取り組みをご紹介します！

① 上手な医療のかかり方

～マンガ・動画の作成～

協会けんぽではOTC医薬品※の上手な活用と、不要不急の時間外受診を控えるよう呼びかけています。
※OTC医薬品とは医師の処方箋がなくても薬局やドラッグストアで貰える薬のことです。

広島支部では、こうした上手な医療のかかり方に関する情報を、より身近に分かりやすく感じていただけるよう、マンガと動画を作成しました！右側の二次元コードからぜひご覧ください！

マンガと動画は
こちらから！

③ OTC医薬品を活用しよう！



OTC医薬品
ってなに!?
つづく…



イメージ

② 上手な医療のかかり方

～個別通知の発送～

過去1年間の受診状況から、時間外に病院を受診されている頻度が高い方や、ジェネリック医薬品の使用頻度が低い方に個別で通知※をお送りしています。※年間における時間外加算の額等

発送時期 令和7年9月

発送件数 約5,000件



従業員の方からご質問やご相談を受けた際には、広島支部へのお問合せを促していただきますようお願いいたします。

お問合せ先

全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ全国健康保険協会 広島支部
協会けんぽ

お得な生活習慣病予防健診を受診しましょう！

▶ 生活習慣病予防健診とは被保険者様（ご本人）を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的とした健診です。血液検査や尿検査、レントゲン検査等の検査項目があります。

費用

自己負担額 最高5,282円

※一般健診単独受診の場合。

協会けんぽへの
申し込みは不要です！



対象者

35歳～74歳のご本人（被保険者）様

※年度ごと1回のみの補助となります。



申込方法

協会けんぽが契約している健診機関へ直接予約

※契約機関は協会けんぽ広島支部のホームページにてご確認ください。

最高総額18,865円の健診が5,282円で受診可能となっており、
健診の結果、生活習慣の改善が必要であれば健診後の**健康サポート（特定保健指導）**も無料で利用ができます。

生活習慣病予防健診
についての詳細は
こちらから！



1年に一度、特定健診を受診しましょう！

▶ 特定健診とは40歳～74歳の被扶養者様（ご家族）を対象に、糖尿病や脂質異常症などの生活習慣病を予防する目的で受けていただく健診です。

受診の方法は2通り！

お近くの健診機関（医療機関）で受診！



➡ 県内約80機関にて**無料**で受診可能！

➡ 県内約1,200機関にて自己負担**1,584円**で受診可能！



地域の施設の集団健診で受診！



➡ お近くの商業施設や公共施設等にて**無料**で受診可能！

➡ 血管年齢測定等のオプションがつけられる会場もありオススメ！



さらに！

特定健診 + 充実パックのご案内

特定健診の項目に追加で**肺がん・胃がん・大腸がん**などの検査を受けることができます。（最高11,715円の自己負担が発生します。）



対象の実施機関に関しては「無料の健診機関はこちら！」の二次元コードからご確認ください。

あてどころ不明等により返送された 「資格確認書」の配付をお願いします

令和7年12月2日より現在お持ちの健康保険証は使用することができなくなるため、**マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際には資格確認書が必要です。**

つきましては、令和7年10月以降、被保険者様あてにお送りしている資格確認書があてどころ不明等により返送された場合は改めて事業所へお送りしますので、**従業員様への配付**にご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

配付方法

「配付のポイント」を参考に従業員様に配付をお願いします。

なお、ご家族様の資格確認書を含めて、**5枚以上**の場合は複数の封筒に分けて封入しています。

配付の流れ



配付のポイント



封筒の窓から、上記のように従業員様の氏名や被保険者記号・番号を確認することができます。

※総通（個）数が2通以上の場合、郵便事情により到着が前後することがあります。
※あてどころ不明等により当協会に返送されたものを1か月ごとに事業所にお送りいたしますので、複数回にわたり封筒または箱が届くこともございますが、ご容赦ください。

Q&A

Q1

なぜ家族全員分の資格確認書がないのか？

A1

資格確認書はマイナ保険証をお持ちでない加入者様にお送りしています。

Q2

既に資格確認書を持っている。どちらを使えばいいのか？

A2

資格確認書の右上にある交付年月日をご確認いただき、新しい日付のものを使用してください。なお、古い日付のものは同封の返信用封筒でご返却をお願いします。

Q3

今持っている健康保険証はどうしたらよいのか？

A3

お持ちの健康保険証は令和7年12月2日以降は使用できなくなるため、ご自身で破棄してください。なお、令和7年12月1日までに退職等で健康保険の資格を喪失した場合は、事業所にご返却ください。

Q4

資格確認書が届いた時点で健康保険の資格を喪失している場合はどうしたらよいのか？

A4

同封の返信用封筒にて資格確認書をご返却ください。

